

施設監査及び確認監査の 令和7年度の講評について

令和8年5月20日

▼施設監査での主な指導事項

<施設運営関係>

- 自己評価の結果を公表すること。
- 災害ごとの施設防災計画を策定し、施設内の見やすい場所に掲示すること。
- 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- 給与栄養目標量を目安とする献立作成にすること。
- 保育室に必要な面積を確保すること。
- 職員による児童への虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じること。

▼確認監査での主な指導事項

- 運営規程・重要事項説明書(入園の手引き)を最新の情報に見直すこと。
- 1号認定に関する選考基準を策定すること。
- 処遇改善等加算Ⅱの対象職員に対して発令や職務命令を行うこと。
- 事故が発生した場合速やかに市に連絡を行い、報告書を提出すること。
- 施設型給付費の額の通知について、施設内掲示などの方法により、保護者に周知すること。

▼検査での主な指導事項

- 指導事項なし

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、地域型保育事業)

(1)事故防止・安全対策

○指導事例

- 災害ごとの施設防災計画を策定し、施設内の見やすい場所に掲示すること。
- 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。

○ポイント

- 火災だけでなく、地震や風水害など、施設の周辺地域の環境や立地条件等から想定される非常災害ごとに、安全確保の体制や避難方法等を定めた施設防災計画を定める必要があります。(保育所:最低基準条例第4条、地域型:最低基準条例第3条(国基準第7条)、こ成児第175号通知)
- また、施設防災計画については施設の見やすい場所に掲示する必要があります。(保育所:最低基準条例第4条、地域型:最低基準条例第3条(国基準第7条))ただし、掲示が困難な場合は、利用者等が手に取りやすい場所に備えることも可としています。
- 消火訓練及び避難訓練は毎月1回(幼保連携型認定こども園は年2回)行わなければならないとされています。(保育所:最低基準条例第4条第2項、第3項 幼保:消防法施行規則第3条第10項 地域型:最低基準条例第3条(国基準第7条))
- 事故発生防止のための指針を策定したり、再発防止策を職員間で周知徹底する体制を整備してください。(確認基準条例第32条、第50条)

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(2) 献立内容

○指導事例

- ・ 給与栄養目標量を目安とする献立作成にすること。

○ポイント

- ・ 給食の献立は、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。
- ・ 給食で給与する栄養量のバランスが整っていない施設が見られました。
- ・ 特に、食塩の過剰摂取、脂質エネルギー比のオーバー及びビタミンおよび鉄分やカルシウムの不足が多い印象です。
- ・ 各施設で算出された給与栄養目標量の達成を目指すようにしてください。

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(3)面積基準

○指導事例

- ・ 保育室に必要な面積を確保すること。

○ポイント

- ・ 保育室等の面積を算出する場合、ロッカーや固定されたピアノ等の動かさないものの面積については、保育室等の面積から除いて計算します。(机や椅子等の簡単に動かすことが可能な物のスペースについては、保育室等の面積として含めることができます。)
- ・ 満2歳に満たない子供を受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を設けなければなりません。
- ・ 満2歳に満たない子どもであれば、ほふくを終えて立ち歩きをする子どもであっても、子ども一人につき 3.3m^2 以上確保してください。満2歳以上であれば原則一人につき 1.98m^2 以上を確保してください。
- ・ 乳児室とほふく室を兼ねることは可能ですが、兼ねる場合は、特に乳児の安全性を確保するために柵などで区画することが望ましいです。

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(4)虐待等の禁止・虐待通報義務

○指導事例

- 職員による児童への虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じること。

○ポイント

- 指針の改正(R5.3.31)により、市町村が指導監査を行う事項として、虐待防止に関する規定が明記されました。(国通知)
- 虐待防止マニュアルの策定や虐待防止に関する研修の実施有無を確認します。
- 上記のマニュアル策定や研修の実施は必須ではありませんが、教育・保育要領並びに保育所保育指針に基づいた措置を講じるようお願いします。
- 国のガイドライン(「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁/文部科学省)R7年8月改訂」も示されていますので、内容をご確認ください。
- 児童福祉法の一部改正により、R7年10月から、保育所等の職員による児童への虐待等を発見した者に対し、都道府県又は市町村に対する通報が義務化されました。

▼確認監査

(4)運営規程・重要事項の説明

○指導事例

- 運営規程・重要事項説明書(入園の手引き)を最新の情報に見直すこと。
- 1号認定に関する選考基準を公表すること。

○ポイント

- 施設・事業所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。(確認基準条例第20条・第46条)

- 1 施設・事業の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育又は特定地域型保育事業の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 教育・保育等の提供を行う日(1号認定子どもの利用定員を定めている施設は、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日
- 5 支給認定保護者から受領する利用者負担金その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 支給認定区分ごとの利用定員
- 7 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む。)
- 8 緊急時等における対応方法(事故発生時や防犯)
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

- 運営規程の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書の提出をお願いします。
- 重要事項に対する利用者の同意を得る必要があります。(確認基準第5条・第38条)
- 上乗せ徴収部分は文書による同意が必要です。(確認基準第13条・第43条)
- 重要事項説明書は施設内に掲示する必要があります。(確認基準第23条・第50条)
ただし、掲示が困難な場合は、利用者等が手に取りやすい場所に備えることも可としています。

▼確認監査

(5) 処遇改善

○指導事例

- 処遇改善等加算Ⅱの対象職員に対して発令や職務命令を行うこと。

○ポイント

- 処遇改善等加算は、賃金体系の改善を通して、「長く働くことができる」職場環境を整備し、質の高い教育・保育を安定的に供給することを目的としています。
- 技能、経験に応じた処遇改善に該当する職員に対して、「中核リーダー」「〇〇リーダー」など相当する職位の発令や職務命令を行う必要があります。
- 職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を就業規則等の書面で定め、すべての職員に周知している必要があります。

○参考

- R7年度から、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが一本化されました。
- 新加算の中に、「①基礎分」、「②賃金改善分」、「③質向上分」の3区分が設定されています。
- このほか、配分ルールの一統化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しが行われています。

※今年度の具体的な変更点や取扱いについては、後半の「R7年度処遇改善等加算の実績報告及びR8年度からの研修終了要件等について」の説明会でお伝えさせていただきます。